

著作隣接権に関する知財高裁の二つの決定

類似する事実関係の下で著作隣接権侵害が問題となった二つの仮処分事件において、知財高裁は2005年と2006年にそれぞれ決定を下した。著作権侵害が認められたのは、そのうちの一件においてだけであったが、両決定はいずれも従来の判例法を踏襲したものであるから、整合的に理解することが可能である。



大武和夫
長島・大野・常松法律事務所

日 本のテレビ番組の海外での視聴を可能にするサービスを提供する業者の行為が、テレビ局の著作隣接権の侵害に当たるかどうかが問われた二件の仮処分案件において、知財高裁は最近、一見相矛盾するかのような二つの決定を下した。

まねきTV事件

ソニー製「ロケーションフリーテレビ」の中核部品であるベース・ステーション(「BS」)は、テレビ・チューナーと、チューナーで受信した放送信号をデジタル信号化して出力する回路から成り、受信し、デジタル信号化した放送信号を、対応するパソコンまたは専用モニターからの指令に応じて、インターネットを介して当該パソコンまたは専用モニターに送信するという機能を有する。利用者は、BSを日本国内に設置し、入力端子をアンテナと接続し、更に出力をインターネットに接続しておく、海外(または国内でも放送波が届かない場所)に設置してあるパソコンまたは専用モニターからこのBSを操作することによって、当該パソコンまたは専用モニターの画面で日本のテレビ放送を視聴できる。本件は、複数の利用者がそれぞれ購入するBSを、自己のデータセンター内にまとめて設置し、共同のアンテナに接続したうえで、ハブを介して一つのルーターによってインターネットに接続する「まねきTV」と称するサービスを提供する業者に対し、在京の6テレビ局が、当該サービスはテレビ局が放送事業者として有する著作隣接権のうちの送信可能化権を侵害するものであるとして、差止の仮処分を求めた事件である。東京地裁がこの申立を却下した(平成18年8月4日決定)ために、債権者は知財高裁に抗告を行ったが、抗告も知財高裁によって却下された(平成18年12月22日決定)。更に、テレビ局は最高裁への許可抗告を行うための許可を知財高裁に求めたが、知財高裁は最高裁への抗告を許可しなかった(平成19年1月31日決定)。

債権者(放送局)は、大略、BSの所有権は各利用者に帰属することを

認めながら、アンテナ、分配機、ハブ、ルーター等の機器がすべて債務者(サービス提供者)所有であることから、BSを含むこれらの機器群は有機的に結合されて一つのサーバーと同様の機能を果たしており、一体としての同機器群は複数の利用者にデジタル化された放送信号を送信するのであるから、「自動公衆送信装置」に該当し、当該装置に放送信号を入力する行為および放送信号が入力された当該装置をインターネットに繋ぐ行為は、いずれも送信可能化行為そのものであると論じた。これに対して知財高裁は、大略、仮に上記機器群が一体と成っていると、各BSから放送信号を送信できる宛先は当該BSの所有者のパソコンまたは専用モニターだけであるから、「1対1」の送信に過ぎず、「1対多」の送信でない以上「公衆」への送信といえない、そうだとすれば個々のBSないし一体としてみた上記機器群は自動公衆送信装置とはいえない、従って公衆送信があるとはいえず、被告人の行為は、BSの寄託を受けて電源とアンテナの接続環境を提供するだけであって送信可能化行為に該当しないとした。

録画ネット事件

まねきTV事件に先立つこの事件は、放送局が、海外居住日本人向けに、大略、次のようなサービスを提供する債務者の行為が、放送事業者の著作隣接権(複製権)を侵害する行為であるとして、差止めを求めた仮処分事件である。債務者は、すべて自分で調達したテレビパソコン、アンテナ、ブースター、分配機、サーバー、ルーター、監視サーバー等の多くの機器を債務者の事務所内に設置する。テレビパソコンには債務者が作成したソフトがインストールされる。これらの機器およびソフトは有機的な一体としてのシステムを構成しており、債務者は、当該システムが常時作動するよう監視し、一体として管理している。利用者は、手元のパソコンから、債務者のサイトにアクセスし、認証を受けた後、割り当てられたテレビパソコンにアクセスし、これを操作して放送番組の録画を行い、手元のパソコンへの録画データのダウンロードを行う。録画可能なのは、債務者が設定した範囲内の放送(Y事務所所在地で受信されたアナログ地上波放送)のみである。かかる操作はすべて債務者サイト上で指示説明された手順ののっとり行われる。知財高裁は、これらの事実を認定したうえで、放送の複製行為(録画行為)は債務者が管理しているものであり、それによって利益を得ているから、利用者でなく債務者自身が複製行為を行っているかと判断した(平成17年11月15日決定)。

まねきTV事件と録画ネット事件の対比

両事件においては、録画した放送のインターネット経由での送信か、生放送のインターネット経由での送信かという相違があり、そのために侵害を問われた権利も異なるが、サービスの内容・目的は上述したように類似している。しかし、知財高裁は、録画ネット事件では著作隣接権侵害を肯定したが、まねきTV事件では著作隣接権侵害を否定した。しかも、両事件の決定は、知財高裁の同一の部によるものである。知財高

裁自身は、最高裁への許可抗告を許可しない旨の決定の中で、両事件における判断は矛盾するものでない旨を述べているが、本当にそうであるのか。

一般に、自然的観察によれば必ずしも著作権(あるいは隣接権)侵害行為を直接行っているとは言い難い者について、規範的評価によって侵害行為を行っているとして責任を問うためには、当該侵害行為に対する管理・支配の存在および利益の帰属という二つの要件を満たすことが必要であるとするのが、最高裁昭和63年3月15日判決を嚆矢(こうし)とする判例法である。そして、誰が録画を行ったと評価されるかだけが論点であった録画ネット事件においては、東京地裁も知財高裁もこの判例法の判断基準を適用して結論を導いている。

まねぎTV事件における東京地裁の決定も、上記判例法の判断基準を適用しているが、BSの所有権が利用者に保持されており(これに対し、録画ネット事件におけるテレビパソコンの所有権は実質的に債務者が有すると認定された)、他の機器もソフトもすべて汎用製品であり、債務者はサーバーを設けて各利用者の利用状況を監視することもしないといった事情を重視した。結論として、ネット録画事件と異なり、複数のBSが一体のシステムとして機能しているとは評価できず、個々のBSから送信行為を行っているのは各利用者であり、そうだとすると各利用者から同一利用者への間の送信を行うに過ぎないBSは自動公衆

送信装置に該当せず、債務者に送信可能化行為があったとはいえないとした。

まねぎTV事件の高裁却下決定は、東京地裁の決定の理由を肯定したうえで、新たに、債務者の所に設置してある機器類が有機的な一体を成しているのみならず、それが自動公衆送信装置に該当する筈はない、なぜなら送信の実質は、同一利用者間で行われるに過ぎず、公衆への送信は全く行われなければならないからである、と説示した。BSからの送信が同一利用者間で起きるに過ぎないという事実は東京地裁も認定しており、東京地裁は、従って個々のBSは自動公衆送信装置に当たらないとも判示している。しかし、地裁のかかる事実認定は、本件サービスは各機器が有機的な一体を成しているものではないという事実認定を前提にしていると読める。すなわち、各機器は有機的な一体を成しておらず、各BSは相互に独立であり、個々のBSを用いて送信行為を行うのは各利用者であるという事実認定がまずあって、そうだとすれば個々のBSからの送信は特定一主体(利用者)から特定一主体(同一利用者)への送信でしかないから公衆送信に当たらず、従って各BSは自動公衆送信装置に当たらないというロジックである。これに対し、知財高裁は、上述のように、本件サービスを構成する機器を「一体としてみたとしても」、送信の実質が「1対1」に過ぎないから自動公衆送信装置に該当せず、送信可能化行為が存在するとはいえないと、一歩踏みこんで説示している。従って、知財高裁は、機器が一体を成しているかどうかという点を含め

長島・大野・常松 法律事務所

長島・大野・常松法律事務所は、2000年1月1日に設立され、2007年2月1日現在で弁護士259名(日本人弁護士248名、外国弁護士11名)が所属する日本有数の総合法律事務所です。企業が直面する様々な法律問題に対処するため、複数の弁護士が協力して質の高いサービスを提供することを基本理念としています。

【業務内容】

■ 一般企業法務

企業が直面する様々な法律問題について、豊富な経験・実績を背景に迅速かつ的確にアドバイス

■ 金融法務 (金融関係一般)

国内外での証券発行による資金調達、バンキングその他金融取引や規制業種の許認可に関して幅広いサービスを提供

■ 知的財産・IT・エンタテインメント

国内・国外知的財産紛争、知的財産関連分野における契約書等の作成業務・アドバイス業務、知的財産関連ファイナンス業務等

■ 紛争解決

国際的な訴訟・大規模紛争案件に関する豊富な経験と実績を活かして、紛争解決に主体的に関与

■ 企業買収 (M&A)

戦略立案からデュー・ディリジェンス、契約書の作成・交渉に至るまで一貫したサービスを提供

■ 金融法務 (証券化、ストラクチャード・ファイナンス)

各種債権、社債、不動産その他の資産の証券化・流動化に関する法律業務に関与

■ 税務

企業買収、金融新商品の開発その他の国内・国際的取引案件に対する税務面での助言を提供

■ 中国法務

日系企業の中国ビジネスに関する法務及び中国企業の日本進出に関する法務全般に関しての助言を幅広く提供



〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町 3-12 紀尾井町ビル
Tel: +81 3 3288 7000
Fax: +81 3 5213 7800
Web: <http://www.noandt.com/>
Email: info@noandt.com
広報担当: 玉井裕子 (第一東京弁護士会)

ておよそ送信行為が債務者の管理・支配下にあるといえるかどうかという論点は、まねぎTV事件においては二義的なものに過ぎず、そもそも「1対多」の送信があり得るかどうかこそが本質的な論点であり、後者の論点の判断にとっては前者の論点の判断は必ずしも必須でないと判断したことになる。

しかし、個々のBSに着目して送信をとらえることは、複数のBSが一体として一つの有機的なシステム(またはその一部)を構成していないという理解を前提にして初めて許されることであろう。もしBSを含む機器類が一体として一つのサーバーのように機能しているととらえるのであれば、そのような一体としてのシステムからの送信先は、特定多数の利用者であると解することが自然だからである。特定多数は「公衆」を構成するから、この場合には、システム全体が自動公衆送信装置を構成するというべきことになってしまう。従って、知財高裁が本件サービスを構成する機器を「一体としてみたとしても」といったのは、勇み足だったのではないか。「1対1」送信を強調するように読める決定理由中の判断も、やはり、本件サービスを構成する機器が一体としてのシステムを構成するとは言い難いという、東京地裁決定の事実認定を踏まえたものであったと考えるべきであろう。

結局、両事件の事案の相違というのは、サービス提供者の機器類に対する管理とその運用に対する管理・関与の程度の差であったのではないか。かかる管理・関与の程度が強い録画ネット事件では、それが故に録画行為への管理・支配を債務者が有すると判断され、債務者が録画行為を行っているという結論に至ったのに対し、機器類に対する管理とその運用に対する管理・関与の度合いが弱いまねぎTV事件では、送信行為を個々のBSについて観念せざるを得ず、そうだとすれば公衆

への送信は存在しないから自動公衆送信装置も存在せず、送信可能化権の侵害は無いと判断されたものと考えられる。このように考えるなら、これら二つの事件における知高裁の判断は、知財高裁自身が最高裁への抗告を許可しない決定で述べるように、相互に矛盾するものではなく、従来の判例法理を異なる事実関係に適用したに過ぎないものと理解することができる。

二つの事件が問題としたサービスの間には、サービス業者による機器類の運用に対する管理・支配の程度が異なるさまざまな類似サービスが想定できる。今後の判例の集積によって、サービス提供者の管理・支配がどの段階に達したら侵害行為を債務者の行為とみなすことが可能となるのかが、更に明らかにされることを期待したい。

執筆者略歴

長島・大野・常松法律事務所のパートナーであり、同事務所知的財産プラクティス・グループの責任者である。特許訴訟から商標登録、ライセンス契約に至る知財関連案件を幅広く扱うほか、コーポレート一般、一般商事訴訟、更には金融資産の証券化といった他分野も扱うが、近年は知財関係に注力している。1978年に同事務所(当時は長島・大野法律事務所)に入所し、1986年にパートナーとなる。1983年にハーバード・ロースクールを卒業しLL.M.を取得した後、1983年から1984年までニューヨークのポール・ワイズ・リフキンド・ワートン・ギャリソンにて、また1984年から1985年までロンドンのフレッシュフィールドズ(現フレッシュフィールドズブルックハウステリング)にて、それぞれ研修生として勤務。イッセイ・ミヤケPLEATS PLEASE事件、iMac事件といった著名事件を数多く扱い、これまで二度にわたって産業構造審議会知的財産政策部会流通・流動化小委員会委員を務める。

The authoritative guide to understanding Chinese business law

Call +852 2842 6910 for a free trial



Why China Law & Practice?

Reliable content to make informed decisions

What is your legal exposure in China? Our readers benefit from the depth of experience that our expert writers provide on a range of up-to-date and reliable information of legal, trade and investment issues, essential for you to make informed business decisions.

Accurate full translations and comprehensive summaries

Building on 20 years of expertise, *China Law & Practice* is the most comprehensive and accurate source detailing changes in the Chinese legal environment, with full translations of the most significant new legislation and editor's notes to guide you through their practical application.

Business implications

Each issue features in-depth articles on key issues affecting the way you do business in the PRC. How are China's WTO commitments changing the investment climate? What is happening in M&A? How is the legal environment responding to changing trade issues?

Register at www.chinalawandpractice.com to enjoy unlimited online access for two weeks

Subscribe now to also receive the newly published *M&A Review*, *Japan Review*, *India Review*, *IP Review*, legal directories and business guides free of charge.